

一般社団法人みそ汁協会
会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みそ汁協会(以下「当法人」という)の定款第3章に規定する会員について必要な事項を定めたものです。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の会員として入会しようとする者、及び入会した会員が行う一切の行為に適用するものです。

(会員種別)

第3条 当法人の会員は定款第3章に基づき、次の2種とします。

- (1) 個人会員 : 当法人の目的に賛同し、特典を得るために入会した個人
 - (2) 法人団体会員 : 当法人の目的に賛同し、特典を得るために入会した法人及び団体
2. 前項の個人会員は、次の通り分類することとします。
- (1) 一般会員 : 一般の個人
 - (2) 名誉会員 : 当法人地位向上の役目を負う個人
 - (3) 特別会員 : 当法人PR大使の役目を負う個人

(入会手続き)

第4条 会員となるには、この規程を承諾した上で、次の通り所定の入会手続きを必要とします。

- (1) 個人会員になるには、様式1「入会申込書(個人会員用)」、若しくはホームページ上に記載された方法に基づき申込みを行い 第6条に定められた年会費を納入しなくてはなりません。
名誉会員及び特別会員は、理事1名の推薦を受け、記入欄に理事名を記載して提出します。
- (2) 法人団体会員になるには、様式2「入会申込書(法人団体会員)」にて申込みを行い、第6条に定められた年会費を納入しなくてはなりません。

(入会審査)

第5条 入会手続きの完了が確認された時は、代表理事が審査し入会の可否を決定します。

2. 入会手続きに不備がある場合、または審査に必要な情報が不足する場合に限り、当法人は入会申込を行った者に対し、質問をし、その他必要な情報の提出を求めることがあります。
3. 審査結果の通知、及び入会が決定した者に対する会員番号の通知は、郵送にておこないます。

(年会費)

第6条 年会費の金額は、次の通りとします。

- (1) 一般会員 : 3,000円/口(税込)
 - (2) 名誉会員 : なし
 - (3) 特別会員 : なし
 - (4) 法人団体会員 : 10,000円/口(税込)
2. 年会費の対象期間は、当法人事業年度の4月1日から翌年3月31日までとします。
 3. 年会費の対象期間の途中で入会した場合でも、年会費の割引はおこないません。
 4. 受領した年会費は、その理由を問わず返金いたしません。

(年会費支払い)

第7条 年会費の支払い時期は、以下の通りとします。

- (1) 入会時に支払うべき年会費は、入会申し込み後1週間以内に、当法人の指定口座に振込まなければなりません。
- (2) 入会次年度以降は、4月1日から6月30日までに、当法人の指定口座に振込まなければなりません。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。

- (1) 第9条の規定により退会した場合
- (2) 第12条の規定により除名された場合
- (3) 個人会員にあっては、本人が成年被後見人もしくは非保佐人になった場合、または死亡もしくは失踪宣言した場合

- (4) 法人団体会員にあつては、解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - (5) 年会費を、第7条で定める納入期限までに支払われなかった場合
 - (6) 当法人が解散した場合
2. 会員は、前項各号によって会員資格が喪失した場合にも、当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを免れることはありません。

(休会及び退会手続き)

第9条 会員は様式3「休会及び退会届」を提出することにより、任意にいつでも休会及び退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告しなければなりません。その場合 即納の年間費は返還しないものとします。

(変更の届出)

第10条 会員は入会申込に記載した氏名もしくは名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合は、変更後1ヶ月以内に様式4「変更届」を提出することとします。

2. 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

(再入会手続き)

第11条 退会した個人及び法人が再入会を希望する場合は、再び第4条の手続きを必要とします。

2. 除名された会員の再入会はこれを認めません。

(除名)

第12条 会員は、理事会の特別決議により除名することができるものとし、入会金及び会費の返還はしないものとします。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人は当該会員の資格を一時停止または除名することができます。
- (1) 虚偽の事項を登録したことが判明した場合
 - (2) この規程または他の規程に違反した場合
 - (3) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
 - (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
 - (5) 会員としての品格を損なう行為があった場合
 - (6) その他、当法人が、会員として不適当と判断した場合
3. 一時休止及び除名した会員には、その旨を郵送にて通知します。

(会員特典)

第13条 当法人の会員は、次に通り特典を受けることができます。

- (1) 当法人が会員全体に提供する各種セミナー、講演会、研究会、食事会、ツアー、その他の活動に会員価格にて参加することができます。
 - (2) 当法人が主催する事業を企画・運営・推進することを希望すれば、当法人の常任理事会の承認を得てこれに参加することができます。
 - (3) 当協会の認定資格を取得することができます。
 - (4) 当法人が発行する会報誌を受け取ることができます。
 - (5) その他、当法人が提供するサービスを受けることができます。
2. 法人団体会員は、定例会や各種交流会に参加することができます。

(会員情報の取り扱い)

第14条 会員および入会申込者は、入会申込書等で提示した個人情報を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 第4条に定める入会審査
 - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - (4) 会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
2. 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第15条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物などをいいます。

2. 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した映像、動画、ソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、当法人とします。

(禁止事項)

第16条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与、担保等に供すること
- (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言います。
- (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
- (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2. 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。

(損害賠償)

第17条 会員は、前第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

(免責)

第18条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負いません。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

(本規約の追加・変更)

第19条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【付則】

本規約は、平成27年6月12日より施行します。

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

以上

一般社団法人みそ汁協会 オンライン会員申込み規程

第1条（入会手続き）

1. 会員申込み手続き

ホームページ上に記載された方法に基づき申込みを行ってください。

2. 会員情報の入力

会員登録手続きの際には、入力上の注意をよく読み、所定の入力フォームに必要事項を正確に入力してください。会員情報の登録において、特殊記号・旧漢字・ローマ数字などはご使用になれません。これらの文字が登録された場合は当社にて変更致します。

3. パスワードの管理

(1)パスワードは会員本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡・貸与できないものとします。

(2)パスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、会員本人が責任をもって管理してください。

(3)パスワードを用いて当社に対して行われた意思表示は、会員本人の意思表示とみなし、そのために生じる支払等は全て会員の責任となります。

第2条（入会審査）

入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」とする)に属していると認められるときには、入会審査を受け付けられないものとする。

第3条（会員資格の喪失）

1. 会員が、会員資格取得申込の際に虚偽の申告をしたとき、通信販売による代金支払債務を怠ったとき、その他当社が会員として不適当と認める事由があるときは、当社は、会員資格を取り消すことができることとします。

2. 会員が、以下の各号に定める行為をしたときは、これにより当社が被った損害を賠償する責任を負います。

(1)会員番号、パスワードを不正に使用すること

(2)当ホームページにアクセスして情報を改ざんしたり、当ホームページに有害なコンピュータープログラムを送信するなどして、当社の営業を妨害すること

(3)当社が扱う商品の知的所有権を侵害する行為をすること

(4)その他、この利用規約に反する行為をすること

第4条（会員情報の取り扱い）

当社は、会員に対して、メールマガジンその他の方法による情報提供(広告を含みます)を行うことができるものとします。会員が情報提供を希望しない場合は、当社所定の方法に従い、その旨を通知して頂ければ、情報提供を停止し

ます。ただし、本サービス運営に必要な情報提供につきましては、会員の希望により停止をすることはできません。

第 5 条（禁止事項）

- (1) 虚偽の情報を入力すること
- (2) 有害なコンピュータープログラム、メール等を送信または書き込むこと
- (3) 当社のサーバーその他のコンピューターに不正にアクセスすること
- (4) パスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること

第 6 条（免責）

当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負いません。

- (1) 通信回線やコンピューターなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当社のサービスに関して会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。
- (2) 当社は、当社のウェブページ・サーバー・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。
- (3) 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 20 条（サービスの中断・停止等）

1. 当社は、本サービスの稼動状態を良好に保つために、次の各号の一に該当する場合、予告なしに、本サービスの提供全てあるいは一部を停止することがあります。

- (1) システムの定期保守および緊急保守のために必要な場合
- (2) システムに負荷が集中した場合
- (3) 火災、停電、第三者による妨害行為などによりシステムの運用が困難になった場合
- (4) その他、止むを得ずシステムの停止が必要と当社が判断した場合

第 21 条（サービスの変更・廃止）

当社は、その判断によりサービスの全部または一部を事前の通知なく、適宜変更・廃止できるものとしします。

以上